事務センターだより

第２号　R２．５．２１　　文責：緒方・森

先日初スイカを食べました♪
もうそんな季節ですね～(^-^)

長かった臨時休校もやっっっっっっと終わりをつげ、来月から通常（新しい生活様式での通常）登校で学校に子どもたちの声が戻ってきますね！
分散登校、除菌作業、校納金の再計算等々まだまだ課題もありますが、学校に活気が戻るのが一番うれしいですね♪
今月の給与明細は異動等で手当額が変更になった分が反映されています。それぞれ確認をよろしくお願いします。（異動があった先生は諸手当が２ヶ月分（４・５月分）支給されています）すべての手当は本人の自己申告が原則です。諸書類は決められた期日を守って提出をお願いします。
日頃、給与明細をじっくり見る機会はなかなかないかもしれませんが、条例・規則に基づいているものですので、たまにはチェックしてみてくださいね。

緊急特別企画　給与明細徹底解剖！！

これを知っていたらすごいかも！？

＊期末手当・勤勉手当＊
給与の改定などによる差額が生じたときなど、後から追給されることがあります。

＊日額特殊勤務手当＊
教員特殊業務手当（修学旅行等引率・部活動手当）、多学年学級担当手当、教育業務連絡指導手当（教務主任・学年主任・保健主事等）など

＊地域手当＊
民間の賃金、物価が高い地域に住む職員に支給。熊本県は該当なし。

＊初任給調整手当＊
特殊な専門知識を必要とする職に新たに採用された職員

教職員は適用除外

＊宿日直手当＊
正規の勤務時間以外に、宿直勤務や日直勤務を命じられた職員

＊月額特殊勤務手当＊
舎監兼務手当、夜勤手当などの特殊勤務手当

＊農林漁業普及指導手当＊
農業、林業、漁業の普及事業に従事する職員

＊産業教育手当＊
農業、水産または工業に関する課程のある教頭・教諭等で実習免許を持つ者

＊法定控除額計＊
法的に給与から支給前に控除することが認められている金額。
共済長期掛金から財形貯蓄まで（課税対象額の欄を除く）の合計

＊定時制通信教育手当＊
定時制課程または通信教育を行う県立学校の職員

年　月　日支給　　給　与　支　給　明　細　書　　欠勤

所属名	職員番号	氏名		給料表	級	号給	給料月額	給料の調整額	教職調整額
管理職手当等	初任給調整手当	扶養手当	地域手当	住居手当		単身赴任手当	通勤手当	特地・僻地手当	
準特・準ずる手当	月額特殊勤務手当	日額特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当		夜間勤務手当	宿日直手当	農林漁普手当	
義特別手当	産業教育手当	定通手当	期末手当	勤勉手当		任期付業績手当		支給総額	
共済長期厚生掛金	共済長期退職掛金	共済短期掛金	共済介護掛金						
健康保険料	厚生年金保険料	介護保険料	雇用保険料					課税対象額	
所得税	住民税	共済貸付	共済物資	財形貯蓄		法定控除額計	児童手当	差引支給額	
		A口座振込額	B口座振込額	C口座振込額		現金支給額	各種送金額	本人受領額	

差引支給額－A･B･C口座振込額
★原則現金支給はなし

＊共済貸付＊
共済組合法に基づく共済貸付金の償還額

給与の口座振込を申請した職員の振込額明細

＊財形貯蓄＊
勤労者財産形成促進法に基づき個人が契約した預貯金等の金額

＊共済物資＊
共済組合法に基づく物資を購入した場合の償還額

【法的根拠】
熊本県立学校職員の給与に関する条例
熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例
熊本県職員等の給与簿取扱規程
　熊本県教育関係者必携　熊本県編　給与　参照